はおあいニュース 山口大学教職員組合 (2024年11月1日 Friday)

第 284 号(2023 年度-第 9 号) /電話:083-933-5034・メール:fuy-union@galaxy.ocn.ne.jp

2024年人勧対応方針、人事課長等から組合へ説明(10/9)

10月9日(水)に人事課(林課長・坂田副課長ほか2名)より、今年の人事院勧告に よる給与・ボーナスの引き上げを踏まえた対応方針についての説明がありました。これ には三原委員長・桑畑副委員長・滝野副委員長・鴨崎参与が対応しました。説明は前日





8日に開催された第259回教育研究評議会での協議資料(前号ニュース掲載)に基づいたもので、特段詳し い資料は提示されていません。

10/8 評議会では、ある部局長から年度末に財源があれば出費の多い階層等に一時金を支給できないか等と いうような意見が出たが、担当の溝部理事から、来年度も高率の人勧が出た場合に備えておきたいとの回答 があったとの情報もあります。なお、評議会を前にして人事課から理事へ、山口大学でのこれまでの人勧を 踏まえた対応経緯や近隣各大学の対応(見込み)状況、階層ごとの影響額の違い等を説明したとのことで す。大学側としては今後、11月5日の部局長会議の後、組合・過半数代表者への説明を経て、11月下旬の経 営協議会・役員会で決定し12月1日付けで規則改正をおこないたいとしています。

給与引き上げ 4月遡及なしの 12 月実施は受け入れられない

過去に一部例外※はあるものの、山口大学ではこれまで、マイナス勧告の場合は、交渉を 経て不利益変更への代償措置含めて確定した後に、給与等引き下げを実施していましたが、 プラス勧告であれば、4月に遡って改訂しその差額が支給されてきました。このため組合 は、いくつかの質問をおこなった後、「基本的に反対である、当然の交渉事項となる」と伝え、説明会を終え

ました。

※ボーナスについては、2016 年に 0.1 月引上げの勧告があったのに対して、その半分 0.05 月分を「値切る」という意 味不明な対応が強行されました。続いて2017年にも同様に、0.1月分に対して0.05月分を値切りましたが、この時は 年度末に同額が追加給付されています。

人事院勧告の完全準拠による賃金改善を求めて申入書提出(10/17)

以上の状況を踏まえて組合は、10月17日学長宛に「2024年人事院勧告の完全準拠による賃金改善を求め る」との申入書を提出しました(2頁に掲載)。申入書では、具体的な財政状況の説明 なしの教育研究評議会への「報告」を批判するとともに、8月頃実施の理事と部局執行 部との懇談会での人勧対応に関する説明状況等を明らかにすることも求めた上で、4月

遡及なしの 12 月実施という方針の撤回を強く求めました。さらに、10 月 23 日には関係 資料の提示を大学へ求めました。 *関係資料は概ね 10/31 に提示されました。



国立大学法人山口大学 学長 谷澤 幸生 殿

> 山口大学教職員組合 執行委員長 三原



2024年人事院勧告の完全準拠による賃金改善を求める(申入れ)

このことについて山口大学は、去る10月8日開催の第259回教育研究評議会へ「令和6年度人 事院勧告の対応について」なる協議資料を提示したが、これによれば、2004年の国立大学法人化以 降、賃金改定が引上げの際も引き下げの際も基本、「人勧準拠」して本学教職員の賃金を改定して きた経緯から逸脱し「今年度については、12月から準拠する方針としたい」との案を示している。

その理由として、「本学全体の財政状況を鑑みて」、「翌年度以降の人件費増への対応などに備えて」等と示しているが、具体的な財政状況の説明及びこの措置による個別の教職員への影響額(損失額)などについての資料は一切提示されていない。しかし、評議会資料【本学の人勧影響見込み】の表によれば、病院以外の大学分では12月実施の場合の影響額が1.3億円であるのに対し、「人勧に備えた財源額」は当初予算額で1.7億円が計上されており、少なくとも4,000万円の残が生じることとなっている。

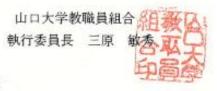
このことに関して、8月頃に理事と部局執行部等との懇談会が各部局でおこなわれ今年度の人事 院勧告への対応について説明があったと、教授会等で報告されたと聞き及んでいるが、その説明時 の資料を含めて、改めて関係財務資料の提示を求める。

いずれにせよ、このような措置を強行することは、事実上の労働条件の不利益変更となるもので あり、到底、容認できるものではない。よって、ただちにこの対応方針を撤回し、人勧どおりの賃 金改善を、これまで同様4月に遡及して実施するよう強く求める。

なお、「最優秀者のボーナス上限引上げに伴う教員業績評価給の見直し」等についても、月例 給・勤勉手当改定と合わせて交渉事項となるものと考える。

以上

国立大学法人山口大学 学長 谷澤 幸生 駿



非常勤職員の待遇改善について (申入れ)

貴職におかれては、厳しい情勢の下、山口大学の発展へ向けた様々な対応ご苦労様です。 さて、私どもが 2020 年4月1日のパートタイム・有期雇用労働者に係わる「同一労働同一 賃金制度」適用を前に、同年2月28日に「同一労働同一賃金制度施行を踏まえた非常勤職員 の待遇改善について(申し入れ)」を提出し、①病気休暇等各種特別休暇の有給化、②給与の 上限規制廃止と勤続年数に応じた昇給保障、③退職手当支給制度創設、④短時間雇用職員への ボーナス(賞与)支給、の4項目について実現を求めましたところ、限定的ではあるものの、 無給であった病気休暇を10日間の有給休暇とすることを決定いただきました。改めてお礼申 し上げます。

しかし、非常勤職員のみなさんの強い要求である、ボーナス・退職金・昇給制度改善について は特段の改善がなされないまま、すでに4年が経過しております。各種特別休暇については、 10日間の有給付与となった病気休暇のさらなる日数延長の他、岡山大学・長崎大学・熊本大学 等でも有給となっている、「子の看護のための休暇」の有給化を願う声も挙がっております。

その他にも、職務上有益な各種資格保持者への手当等新設、労働条件および勤務場所変更等 の際の本人意思確認の徹底等を求める声も挙がっております。

加えて、当組合として兼ねてより求めております「3年限り雇用を廃止し、必要不可欠な業 務への配置は無期雇用とすること」についても、引き続き重要な検討課題と考えます。

また、最低賃金の連続的改善、さらには 2024 年人事院勧告による初任給及び低号俸者の大幅 な賃金改定を踏まえた時間給・日給の底上げ及び上限撤廃も喫緊の課題ではないでしょうか。

以上について、その実現へ向けて、まずは人事課として特別の体制をとって調査・検討を進 めていただくよう求めますので、よろしくお願いいたします。

以上

勤勉手当 0.05 月引上げを教員業績評価優秀者等へは 0.05 月以上加算?

人勧対応に続いて、月給制教員の業績給関連の対応方針について、池田総務企画係長から資料に基づいて説明がありました。これは人事委員会提案されたもので、12月ボーナスに、0.05月分が加算されることを踏まえて、優秀者に厚く充てるということで、具体的にはB以上は100分の5よりも多く充てたい、C+以下は"昨年と変更なし"という案になっています。これについても今後の協議・交渉事項となります。ご意見のある方は組合までご連絡ください。



ボーナス支給・休暇増はじめ非常勤職員の待遇改善申入れ(10/17)



くかかる見込みとのことです。

組合は10月17日、「非常勤職員の待遇改善について(申入れ)」を学長宛に提出しました(3頁に掲載)。申入書では、この間、非常勤職員の方等から届いた要望をもとに、現在10日となっている病気休暇の有給期間延長・子の看護のための休暇有給化

等、各種特別休暇の拡充等を求めたほか、3年雇用制度廃止・賃金引上げと上限撤廃等も求めました。非常 勤職員のみなさんが組合に加入して一緒に声をあげることが要求実現への道です。組合へのご加入をぜひよ ろしくお願いします。

雇止め不当 地位確認訴訟公判進む 病院側主張に道理なし ~元山大病院看護師 A さん新しい職場で働きながら悩み続けた末の決断~

先にお知らせした元山口大学医学部附属病院看護師 A さんの提訴 (5/15) に関する続報です。 A さんは「退職」後、しばらくは失業保険を受給して生活しながら新しい仕事を探さざるを得ませんでしたが、今は看護師として新しい人生を歩まれています。しかし、いくら時が経っても、山大附属病院の看護師として懸命に働き続けたあげくに、ほとんど予告も支援もなく職を追われたことへの悔しさ、怒りが消えることはありませんでした。大学という大きな組織を相手に闘うことは相当の覚悟が必要ですが、病院のなかでは一方的な権限を持っている側の考えを変えさせることはできなかったけれど、司法の場で問い質し、雇止めが不当であることを明らかにしたいと頑張っておられます。組合は今後もサポートを継続することとしています。みなさんのご支援をよろしくお願いします。なお裁判は、原告と被告からそれぞれ準備書面・証拠等が出されはじめていますが、証人尋問等まではもうしばら

「自衛隊トップの話を直接聞ける機会(サンデー山口)」を大学で? ~大学内での講演会にふさわしいと言えるのか? 11/2 女性海将近藤氏講演~

ニュース 282 号で報じました、11 月 2 日(土)の大学会館を会場とした山口大学同窓会主催による近藤奈津枝氏の講演会について、山口大学では、問い合わせ先となっている基金事務局が教職員・学生等へ広報し、共通教育棟電子掲示板でも宣伝するなど大学行事となっている感があります。そうした中、10月 26 日付けサンデー山口(2 面)に「卒業生の女性初海将も『里帰り』」、「自衛隊初 女性海将となって伝えたいこと」との見出しで掲載されていましたが、なんと「自衛隊トップの話を直接聞ける機会。ぜひ聴講を」との呼びかけが書かれていました。他にも「人の命、国の存亡」、「想像を超える覚悟と緊張」等、戦争を想起させる言葉が。このため組合は10月 30 日、当日の演者の来場方法と運営の実際等に関する質問状を発したところです。

下関 東亜大学では 自衛隊内での性暴力を訴えた 五/井里奈さんの講演「声をあげる勇気」開催(11/9)